

事務次官

極秘

提案について

（一）理。外債（案）

一については

- 1、主張の根拠
- 2、一運び来りたるの意味
- イ、時期的範圍
- ロ、取得形態—取得主体 対価
- ハ、現存形態—現在の所有者と第一次取得者との関係
- 3、一返還—の意味
- イ、現状による返還と等価物の返還
- ロ、返還責任の限界
- ハ、返還の対価及び方法
- 4、地金、地銀の特殊性

二、については

- 1、主張の根拠
- 2、具体的内容
- 3、「八月九日現在」の意味―独立の時期
- 4、終戦に伴う朝鮮総督府及びその下部機構の性格
―韓国側の見解による「八月十日以降」の諸段階におけるその行政行為の効果
- 5、「決済」の意味及びその方法

三、については

- 1、主張の根拠
- 2、「付替」又は「送金」の主体―依頼者、取扱店
イ、閉鎖機関令及び八八号省令、四一号省令との関係
ロ、金融機関再建整備法との関係
- 3、「返還」の意味及び方法
- 4、提案四との関連

四について

- 1、主張の根拠
- 2、当該法人のリスト
- 3、日本人株主権に対する措置の概要
- 4、「日本にある財産」の範囲
- 5、日本所在財産の処分に関する総司令部指令の効果：閉鎖機関令、在外会社令等
- 6、「返還」の意味及びその方法

五について

- 1、主張の根拠
- 2、債権者及び債務者の所在地
- 3、「韓国国民一法人を含む」の法人の範囲
- 4、「日本国民一法人を含む」の法人の範囲
- 5、「公債」の種類及び範囲
 - イ、取得時期及び方法
 - ロ、事業公債法に基き発行された公債の処理
- 6、「日本銀行券」
- 7、「被徴用韓人」：徴用主体の所在地：政令二二号関係
- 8、「其の他の請求権」の範囲
- イ、日本人の支配した在韓本社の発行社債の処理
- 9、「決済」の意味及びその方法

六について

- 1、主張の根拠
- 2、「日本法人」の範囲
- 3、総司令部の指令との関係、株式の再発行
- 4、「その他の証券」の範囲
- 5、「法的に認定する」の意味、「議定書参照」

七について

- 1、主張の根拠
- 2、「諸果実」の範囲、新株引受権、再建整備法との関係
- 3、「返還」の意味及びその方法

八について

相互の財産及び請求権の範囲及び処理の主要が判明した後財産及び請求権の性質に応じて夫々決定せらるべきものである